

## 印紙税

印紙税とは、 経済的取引等に関連して作成される文書で、課税物件に該当する一定の課税文書に対し課税される税金です(文書課税)。 課税文書とは、印紙税法別表第1に掲げられている20種類(第1号~第20号)の文書に該当するもので非課税文書に該当しないものです(課税文書限定列举)。 課税物件の詳細並びにその判断等の説明は、 下記の国税局リンク内で確認できます。

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/inshi/inshi31.htm>

主なものは、次のとおりです。

### 1. 課税文書に該当するかの判断

- (1) 文書の中に一つでも課税物件表に掲げる課税項目のものが含まれていれば、課税文書となります。
- (2) 単に、文書の名称等の形式的な記載文言によることなく、その記載文言の実質的な意義に基づいて判断します。
- (3) 原則として、引用している部分はその文書に記載されているものとして、その文書の記載内容で判断します。 但し、記載金額及び契約期間については、その文書に記載されているもののみに基づいて判断します。
- (4) 仮契約書や仮領収書でも、課税項目を証明するものは課税文書になります。

### 2. 文書の所属決定

課税文書の第何号に該当するかの判定は重要であり、時には2以上の課税項目が混合記載されている場合がありますが、一定のルール(基本通達や適用に関する通則)に従って所属を決定します。 例示として、

- (1) 第1号又は第2号文書と第3号から第17号までの文書とに該当する文書のケース  
所属は第1号(又は第2号)文書
- (2) 第3号から第17号までの2以上の号に該当する文書のケース  
所属は最も号数の少ない号の文書

継続的取引の基本となる契約書：

継続する物品運送についての基本的事項を定めた契約で記載金額が無いもの(1号と7号)については、第7号文書(継続的取引の基本となる契約書)として印紙税4千円となります。

### 3. 契約書

通常、契約書には印紙税が課税されますが、対象は課税物件表に掲げられたものに限定さ

れています。 例えば、税理士との間の顧問契約は委任契約となりますので課税対象ではありません(但し、税務申告書の作成は請負契約となりますので、課税対象になります)。 契約書は、名称のいかんを問わず契約の当事者間において、契約の成立、更改、内容の変更や補充の事実を証明する目的で作成される文書をいいます。 従いまして、解約合意書等、契約の消滅の事実のみを証明する目的で作成される文書は非課税となります。

- (1) 念書、請書等の契約の当事者の一方のみが作成する文書や契約の当事者の全部又は一部の署名を欠く文書で、当事者間の了解や商慣習に基づき契約の成立等を証明する目的で作成されるものも課税文書です。
- (2) 契約書の写し、副本、謄本等 (単なる事務方の控えのものは非課税)でも契約の成立等を証明するものは課税文書です。
- (3) 契約当事者以外の者に提出することが明らかなものは非課税文書です。
- (4) 申込書等と称する文書は、一般的には非課税文書になりますが、契約の成立を証する文書は課税文書です。

#### 4. 課税標準となる記載金額

契約金額、受取金額等、その文書により証明する事項に係る金額として、その文書に記載されている金額をいいます。

- (1) 一つの文書に同一の号の記載金額が 2 以上あるケース  
    金額の合計額が課税標準
- (2) 一つの文書に 2 以上の号の課税項目が記載されているケース  
  - (イ) 各号の記載金額がそれぞれ区分して記載されている場合には、その所属の号の記載金額が課税標準
  - (ロ) 各号の記載金額がそれぞれ区分して記載されていない場合には、その記載された合計金額が課税標準
- (3) 予定金額、概算金額等で記載されているケース  
  - (イ) 予定金額又は概算金額の場合には、その金額が課税標準
  - (ロ) 最低金額又は最高金額のいずれか一方である場合には、その金額が課税標準
  - (ハ) 最低金額と最高金額の両方である場合には、その最低金額が課税標準
- (4) 契約金額の一部が記載されているケース  
    その一部の金額が課税標準
- (5) 単価、数量等により計算できるケース  
    その計算により算出される金額が課税標準
- (6) 契約金額を変更したケース  
  - (イ) 変更前の契約書が作成されていることが明らかで、かつ、変更金額が明らかな場合  
        変更前の契約金額を増加させるものは、その増加額が課税標準

変更前の契約金額を減少させるものは、記載金額の無いものとなります

(ロ) 上記(イ)以外の変更契約の場合

変更後の契約金額の記載がある時には、その金額が課税標準

変更金額のみが記載されている時には、その増減額が課税標準

(7) 消費税等の区分記載されているケース

消費税等の金額が区分記載されている場合には、その消費税等の金額は課税標準に含めません。

## 5. 主な号の印紙税額一覧表

(1) 契約書(第1号及び第2号)

記載金額	金銭消費貸借契約(第1号)#1	請負契約(第2号)#2
1万円未満	非課税	非課税
10万円以下	200円	200円
50万円以下	400円	200円
100万円以下	1,000円	200円
200万円以下	2,000円	400円
300万円以下	2,000円	1,000円
500万円以下	2,000円	2,000円
1,000万円以下	10,000円	10,000円
5,000万円以下	20,000円	20,000円
1億円以下	60,000円	60,000円
5億円以下	100,000円	100,000円
10億円以下	200,000円	200,000円
50億円以下	400,000円	400,000円
50億円超	600,000円	600,000円
記載金額の無い場合	200円	200円

#1及び#2：軽減税率

#1 不動産売買契約書、及び#2での建設工事請負契約書における印紙税額は、軽減されています。2014年4月1日～2024年（令和6年）3月31日までの期間における軽減対象の契約金額は、不動産売買契約書では10万円超、建設工事請負契約書では100万円超となっていますので、その税率表を以下のとおりです。

契約金額		軽減後の印紙税額
不動産売買契約書（2024年3月31日まで）	建設工事請負契約書（2024年3月31日まで）	

10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	200円
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	500円
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	1,000円
500万円超 1千万円以下		5,000円
1千万円超 5千万円以下		10,000円
5千万円超 1億円以下		30,000円
1億円超 5億円以下		60,000円
5億円超 10億円以下		160,000円
10億円超 50億円以下		320,000円
50億円超		480,000円

## (2) 領収書(第17号の受取書)

記載金額	印紙税額	記載金額	印紙税額	記載金額	印紙税額
営業に関しない場合	非課税	1,000万円以下	2,000円	3億円以下	60,000円
5万円未満	非課税(#3)	2,000万円以下	4,000円	5億円以下	100,000円
100万円以下	200円	3,000万円以下	6,000円	10億円以下	150,000円
200万円以下	400円	5,000万円以下	10,000円	10億円超	200,000円
300万円以下	600円	1億円以下	20,000円	記載金額が無い場合	200円
500万円以下	1,000円	2億円以下	40,000円		

#3: 金銭又は有価証券の受取書(領収書)に記載された金額が5万円未満のものが非課税となります。

不動産を売却しその売却代金に対する領収書も課税対象となります。個人売却からのものは非課税となっています。

## 6. その他

### (1) 同一人相手への金銭消費貸借契約が複数回予定されている場合

同一人相手に貸付契約を複数締結する場合には、その貸付契約ごとに金銭消費貸借契約書を締結していれば、当然、個々にその消費貸借金額に応じた印紙が必要となります。ここで、「極度貸付契約」を締結しその後の貸付は申込方式にすることで印紙税の負担額が大きく変わってきます。

極度貸付契約自体は、貸付の限度額を設定しているだけであることから印紙税法上の「消費貸借に関する契約書」の契約金額の記載の無いものとして200円の課税文書になります。その後の借入を行う場合には、FAXや電子メール等で申込書を提出することにすれば、この様な申込書は課税文書には該当しないものとされていますので、節税効果が出ます。

(2) 契約金額の記載が無い場合(印紙税は 200 円又は 4,000 円)

通常、契約金額の記載が無い場合における印紙税は 200 円ですが、継続的取引の基本となる契約書の場合における印紙税は 4,000 円となりますので注意が必要です。 継続的取引の基本となる契約書とは、契約期間が 3 か月超で、かつ、更新の定めがあるものです。 例えば、売買取引基本契約書、特約店契約書、代理店契約書、業務委託契約書、銀行取引約定書、等において該当するケースがあります。

(3) 印紙の不納付における過怠税

課税文書に印紙を貼り忘れていた等を税務調査で指摘された場合には、過怠税が課されその金額は損金不算入となります。 印紙の貼り忘れでの過怠税は、本来の金額の 3 倍となり、又、消印漏れでの過怠税は、本来の金額と同額となります。

以上。